

第12次労働災害防止計画

厚生労働省は5年ごとに労働災害防止計画を策定し、実施してきました。本年4月から、新しく第12次の計画が策定され、実施されています（以後12次防と略します）。これは、平成30年3月まで運用されます。

その内容を、以下に示します。

(1) 現状と課題 平成23年の労働災害による被災者数は（震災直接原因分を除く）

死亡者数：1,024人（過去最少）

死傷者数：117,958人（平成24年も含め3年連続増加）

労働災害は長期的には減少しているが、第三次産業では増加（特に社会福祉施設は過去10年で2倍以上）

死亡災害も減少しているが、依然、建設業・製造業で過半数を占め、割合が高い。

(2) 計画の目標

労働災害による死亡者の数を15%以上減少

労働災害による死傷者の数を15%以上減少

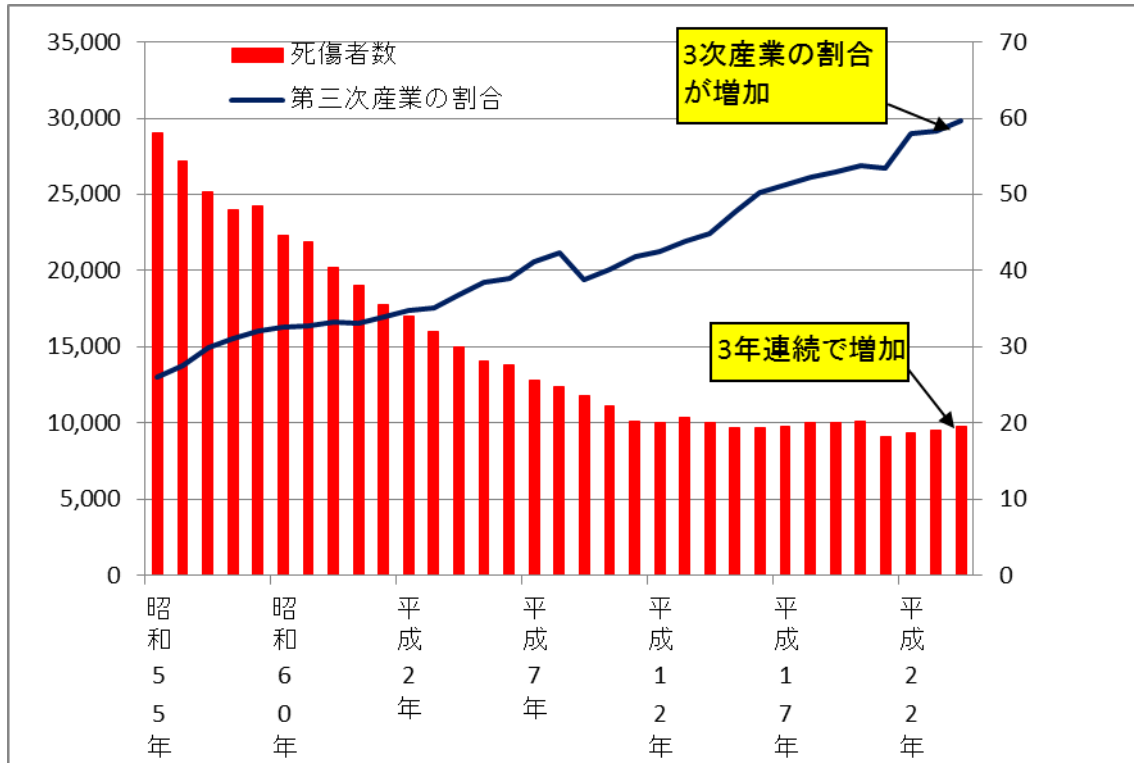
(3) ポイント

重点対策ごとに数値目標を設定

第三次産業を最重点業種に位置づけ

死亡災害に対し重点を絞った取り組みの実施

東京労働局では、これを受けて東京版12次防を発表しています。この頁をご覧になる方が東京在住、或は東京でお仕事をしておられる方が多いと仮定して、東京版を紹介します。



上の図は、東京労働局における休業 4 日以上¹の死傷災害発生状況と第三次産業の占める割合の推移を示しています（同局 HP から読み取り作図しました）。図に於いて、左の縦軸は死傷者数を、右の縦軸は第三次産業の占める割合（%）です。

東京における労働災害の特徴は次の通りです（赤太字がキーワードを示します）。

- ・長期的には減少してきたが、平成 22 年以降、**3 年連続**で増加している。（全国と同じ）
- ・**第三次産業**が占める割合が増加（約 60%）（全国と同じ）
- ・（上図に記載はないが）転倒や墜落・転落、腰痛などの**行動災害**の占める割合が増加（約 55%）

これを受けて「基本目標」として、

労働災害による死亡者の数は過去最少の 53 人を下回る。

労働災害による死傷者の数は 8,000 人を下回る。

としています。

この「基本目標」達成のため、主要施策に対応した「小目標」を次のように設定しています。

- ・建設業における死亡災害（過去最少の 20 人を下回る）
- ・**行動災害**による死傷災害（死傷災害全体に占める割合の減少）
- ・**第三次産業**における取組（重点対象業種のすべての事業場でトップによる安全衛生方針表明）
- ・メンタルヘルスの取組（安全衛生管理体制の構築が必要なすべての事業場で対策に取り組む）
- ・熱中症による死傷災害（11 次防期間中の累計値と比較して 20%以上減）

これら小目標を達成するための重点対策が決められていますが、紙面の都合で少しだけ紹介します。

- （1）死傷災害多発業種対策（小売業、社会福祉施設（訪問看護含む）、飲食店、陸運業、ビルメンテナンス業）
- （2）重篤災害発生業種対策（建設業）
- （3）災害の形態別対策（転倒や墜落・転落等の**行動災害**、交通労働災害、機械災害）
- （4）健康確保・職業性疾病対策（メンタルヘルス、過重労働、化学物質、アスベスト、産業保健活動の活性化、健康づくり、腰痛、熱中症、受動喫煙）
- （5）分野横断的対策（リスクアセスメント、様々な人が安心して働ける職場づくり）

東京労働局はこれらを安全・安心な東京の実現に向けて強力で推進中です。このページをご覧ください。おられる方の中にも、上の文章に出てくる業種に関係がある方が多いと思います。皆様も、これを機会に安全衛生の更なる推進に取り組まれることを期待します。

以上

（一般社団法人）日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部／東京技能者協会